

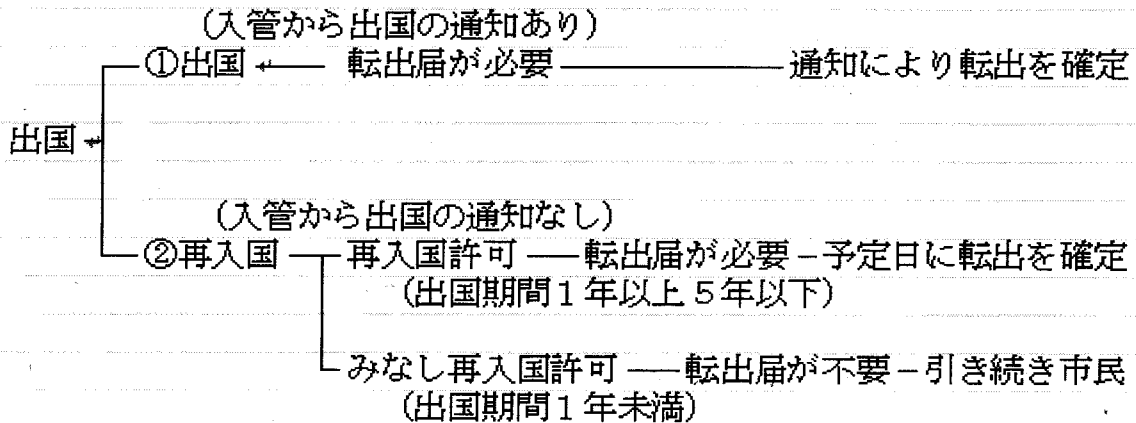
(意見)

主人が自国（インド）から10ヶ月ぶりに帰国したので、転入届けを提出に市役所に行きました。2014年11月にインドへ戻る際に沼田市役所に転出届を出しておいたのですが、それが受理されてないとのこと。入管で再入国許可手続きをすることで市役所に情報が来て、提出された転出届が受理される段取りになっているが、再入国許可を受けずに出国したため入管から連絡が来ず、転出したことになっていない状態であるとの説明を職員から聞きました。主人は永住権をもっており、再入国許可申請をする必要もなくなったので、事前に入管には行かずに出国しました。今回の転入届けに関しては市役所の方で色々やっていたようで、受理されました。しかし、疑問が残りました。再入国許可申請は必要なのかということです。次回、また出国する機会には申請するべきなのか。入管にメールで問い合わせをしたところ、職員さんが説明したような、入管から市役所に情報が行くというのはないとの返答でした。次回にまた市役所の手続きで待たされないためにも、また他の方のためにも、この件をクリアにしておいていただきたいと思いお伝えしました

女性40代：市内在住

(回答)

当初の説明が十分でなかった点と回答に時間を要したことをお詫びいたします。外国人の方で在留資格（永住者等）を有している場合の出国について説明させていただきます。



出国では、上記①②のように大きく2つに分かれます。

①の場合は、入管から通知（在留資格の喪失）が届き転出を確定させます。

②の再入国の場合は、次の2つに分かれます。

再入国許可の場合は、入管から通知が届きませんので転出届の予定日をもって沼田市で転出を確定させます。

みなし再入国許可については、出国後も引き続き沼田市に住所を有することになりますので転出届は不要となります。

今回ご主人の転出届について①の出国として受理していましたので、入管からの通知を待っている状態で、転出を確定しませんでした。

したがって、転入届が提出されてみなし再入国許可により帰国したことを確認した際に転出届をさかのぼって取り消すことで転入届を不要とする処理もありました。

しかし、転出届を取り消すことによりご主人に不利益（国保税、年金など）が生じることを考慮し、転出予定日で転出を確定し入国日で転入届を受理いたしました。

今後は、外国人の方で在留資格を有している方が転出届を提出された場合には、また戻ってくるか確認させていただき、更に、また戻ってくる場合には出国期間は、1年以内か1年以上で5年超えないか確認させていただき上記①、②により転出届の提出が必要か不要かを案内させていただきます。

これらを県等に確認していたため回答に時間を要したもので、重ねてお詫び申し上げますとともに、ご理解を賜りたいと存じます。

担当：市民部市民課市民戸籍係